「基準緩和自動車の認定要領について」（平成９年９月２９日付け四運整車第４５３号）

別　添

基準緩和自動車の認定要領

（改正　四運技技第５７２号
平成３１年3月１５日）

目次

第　１　適用
第　２　用語
第　３　基準緩和の認定を申請することができる自動車
第　４　申請者等
第　５　申請書及び添付資料
第　６　審査
第　７　条件、制限及び期限の付与
第　８　基準緩和の認定等
第　９　継続緩和の認定
第１０　変更申請等
第１１　基準緩和の認定一括処理の特例
第１２　分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例
第１３　長尺貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例
第１４　国際海上コンテナを輸送する自動車の審査及び表示の特例
第１５　重量緩和セミトレーラの特例
第１６　自動車製作者等の試験自動車の特例
第１７　臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例
第１８　道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例
第１９　トレーラ・ハウスの特例
第２０　災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車の特例
第２１　緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例
第２２　幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例
第２３　検査時等の処理
第２４　行政処分等

第１　適用

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号。以下「保安基準」という。）第５５条の規定に基づき、運輸局長が行う保安基準の緩和に係る自動車の認定は、本要

領によるものとする。

第２　用語

この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）　「基準緩和」とは、保安基準第５５条第１項の規定に基づき、保安基準の一部の規定を適用しないことをいう。

（２）　「基準緩和の認定」とは、基準緩和を行おうとする自動車について、保安上及び公害防止上支障がないことを確認することをいう。

（３）　「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第７条の２、第８５条の２及び第１６３条の２に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ型、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。

（４）　「幅広貨物」とは、合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて２．５メートルを超える分割不可能な貨物をいう。

（５）　「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道法（昭和３２年法律第７９号）第４条に規定する高速自動車国道又は道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４８条の２に規定する自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が８０キロメートル毎時以上であるものをいう。

（６）　「連節バス」とは、連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。

（７）　「飛行場の設置者等」とは、国土交通大臣が管理する飛行場にあっては国土交通省設置法（平成１１年法律第１００号）第３９条又は地方航空局組織規則（平成１３年国土交通省令第２５号）第３５条の規定に基づく空港事務所の長、それ以外の公共の用に供する飛行場にあっては航空法（昭和２７年法律第２３１号）第３８条第１項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法（昭和３１年４月２０日法律第８０号）第４条第４項に規定する地方公共団体を含む。）をいう。

（８）　「飛行場の制限区域」とは、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロンその他飛行場の設置者等が飛行場ごとに立入りを制限するために定める区域をいう。

（９）　「誘導車」とは、道路法第４７条の２第１項の許可の申請に対し、道路管理者が当該車両の通行を許可する条件として付す、許可車両の前後に配置する自

動車をいう。

(10)　「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用される施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第２条の制限を超えているものをいう。

(11)　「災害応急対策」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う対策をいう。

(12)　「営業所等」とは、営業所その他、同一使用者のもとで自動車の運行について他と区分して管理が行われる単位をいう。

(13)　「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法第３９条に規定する一般貨物運送事業者，特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者をいう。

(14)　「条件」とは、保安基準第５５条第２項に規定する「条件」をいう。

(15)　「制限」とは、保安基準第５５条第２項に規定する「認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限」をいう。

(16)　「処分等要領」とは、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成２９年７月３日、国自技第４９号）をいう。

(17)　「継続緩和の認定」とは、保安基準第５５条第２項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続いて使用しようとする場合における基準緩和の認定の申請に対して認定を行うことをいう。

(18)　「貨物自動車運送事業用自動車」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条の貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

(19)　「自動車型式認証実施要領」とは、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成１０年１１月１２日、自審第１２５２号）別添「自動車型式認証実施要領」をいう。

(20)　「新型自動車取扱要領」とは、自動車型式認証実施要領中「第３　新型自動車取扱要領」をいう。

(21)　「輸入自動車特別取扱要領」とは、「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成１０年１１月１２日、自審第１２５５号）別添「輸入自動車特別取扱要領」をいう。

(22)　「自動車検査業務等実施要領」とは、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和３６年１１月２５日、自車第８８０号）別添「自動車検査業務等実施要領」をいう。

(23)　「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」とは、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成２８年６月３０日国自審第５３５号）別添の共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領をいう。

(24)　「走行試験」とは、法第３５条第１項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即し

て、法第２条第６項の「道路」において運行することをいう。

(25)　「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とする者をいう。

第３　基準緩和の認定を申請することができる自動車

基準緩和の認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

（１）　長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）

（２）　分割可能な貨物を第４条の２（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラ

（３）　重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（前号の自動車で輸送できる貨物を除く。以下、「長尺貨物」という。）のみを保安基準第２条（長さ）、同第４条の２（軸重等）及び同第６条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等のセミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）

（４）　幅広貨物を保安基準第２条（幅）に定める基準を超え、保安基準第４条（車両総重量）の表第２号及び第４条の２（軸重等）に定める基準内で荷台と水平に積載し輸送できる構造を有する車体の形状がセミトレーラであるもの

（５）　幅広貨物を保安基準第２条（幅）に定める基準を超え、保安基準第４条（車両総重量）の表第３号及び第４条の２（軸重等）に定める基準内で荷台と水平に積載し輸送できる構造を有し、かつ、スタンション及び固縛金具を備える車体の形状がセミトレーラであるもの

（６）　保安基準第４条（車両総重量）又は同第４条の２（軸重等）に定める基準を超えて被けん引自動車をけん引することができる構造を有するけん引自動車

（７）　最大限に積載した国際海上コンテナ（ＩＳＯ規格の長さ４５フィートコンテナ、４０フィートコンテナ及び２０フィートコンテナにあって最大総重量が３０．４８トンであるもの（以下「４５フィートコンテナ等」という。）を保安基準第４条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ

（８）　最高速度が１００キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が８トン以上又は最大積載量が５トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成１５年８月３１日までに製作されたものに限る。）

（９）　離島（高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車（平成１５年８月３１日までに製作されたものに限る。）

(10)　起点及び終点以外の場所において、乗降する乗客がきわめて少ない路線を定

期に運行する旅客自動車運送事業用自動車その他使用の態様が特殊である自動車

(11)　路線を定めて定期的に運行する連節バス

(12)　路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、長さが１５メートル以下であり、かつ、後車軸（駆動輪を除く。）に操舵機構が備わっているもの

(13)　路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等又は高速自動車国道等（最高速度の指定が８０キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の２分の１以下で、かつ、当該道路を６０キロメートル毎時以下で運行する自動車

(14)　特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車

(15)　緊急車両又は保安用車両に備えるものとして青色、その他の車両に備えるものとして黄色の点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面を有する自動車であって、当該点滅する灯火を飛行場の制限区域でのみ使用する自動車

(16)　誘導車として緑色の点滅する灯火を備えることが安全確保上、必要な自動車であって、第２１第１項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）

(17)　幅が３メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が１６．５メートルを超える被けん引自動車をけん引するけん引自動車であって、当該被けん引自動車をけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に２個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは一個とみなす。）以下とする。）を備えるもの

(18)　道路以外の場所でのみ使用するものとして、ＡＢＳを作動不能とするための手動装置を備えた自動車であって、運転者席において当該装置の作動状態を確認できる装置を備え、かつ、当該装置を道路以外の場所でのみ使用する旨の表示（コーションラベルの貼付など）がなされているもの

(19)　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成１６年法律第３１号）第２条第３項に定める施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第２９条に基づき、当該施設の保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所（港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。）の長が認めた港湾事務所等が所有する自動車

(20)　道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第２条（長さ及び幅）、同第４条（車両総重量）、同第４条及び第４条の２（軸重等）又は同第６条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が２１．５メートル以下のもの。

(21)　トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構

造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置（展示、メンテナンス含む。）して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの

(22)　災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車

(23)　保安基準第２２条の５（年少者用補助乗車装置等）により、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならないものであって、最高速度が２０キロメートル毎時未満の自動車

(24)　前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

注　第１号は、４５フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。

第４　申請者等

１　基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。

２　次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

（１）　国、地方公共団体等の長から基準緩和の認定の申請を委任された者

（２）　法人の代表者から基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

３　申請者は、申請日前３ヶ月間（悪質な違反については６ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者ではないこと（認定要領第９にかかる申請は除く。）。

（１）道路運送車両法に基づく保安基準緩和の認定の取消処分。

（２）貨物自動車運送事業法違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（貨物の運送の用に供する自動車の申請に限る。）。

第５　申請書及び添付資料

１　基準緩和の認定を申請しようとする者は、基準緩和認定申請書（第１号様式）に別表第１の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各１通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、電子申請後に別表第１の添付資料一覧表に掲げる資料２通を運輸支局長を経由して運輸局長に提出するものとする。

２　前項に規定する申請において、当該申請日前１年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請

書及び添付資料のほか、当該営業所等に属する全ての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から６か月後及び１年後のそれぞれ直近の１か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。

３　第１項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

４　申請者は、第４第３項に該当する行政処分を受けていないことについて、第１号様式（第５第４項関係）による宣誓書を提出するものとする。

第６　審査

１　第５第１項に基づく基準緩和の認定の申請を受理した運輸支局長は、提出された申請書及び添付資料について、次項から第９項までに掲げる事項について審査を行い、申請書等（正本）を運輸局長に進達するものとする。

　この場合において、第３第１号に規定する自動車にあっては第３項に規定する事前審査表（第２号様式）を添えて進達するものとする。

２　基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

（１）　当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

（２）　当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障

（３）　主な運行経路

（４）　その他の必要事項

３　第３第１号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあっては、前項に規定する審査にあたって、当該自動車の使用者に対し出頭を求め申請事項の確認をするとともに、特に次の各号及び第４項から第６項について事前審査表（第２号様式）により審査するものとする。

（１）　輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性

（２）　当該物品の輸送頻度及び輸送期間

（３）　搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

（４）　申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性

（５）　申請者の保有する自動車の運行管理体制

４　前項に規定する審査は、必要に応じ、次に掲げる方法に従って行うものとする。

（１）　当該物品の輸送依頼者（荷主）に対して聴取する。

（２）　工場等当該物品を製造し、又は保管する場所への立入調査により現物を確認する。

（３）　当該物品を製造し、又は保管する場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。

（４）　当該物品が国、地方公共団体等が行う公共事業に使用される場合は、当該物品に係る公共事業の工事概要､仕様書及び図面等を確認する。

（５）　当該物品が外国から輸入されたものである場合は、当該物品の通関証明書及び仕様書等を確認する。

（６）　申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真及び資料を確認する。

５　第３第１号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）について前４項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で分割不可能な単体物品を輸送する場合における最大積載量(以下「単体物品基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計として単体物品基準緩和車両総重量を定めるものとする。この場合において、第３第１号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）であって緩和項目が保安基準第４条（車両総重量）の規定又は同第４条及び第４条の２（軸重等）の規定に限られるもの（以下「重量緩和セミトレーラ」という。）について、保安基準第４条に定める車両総重量及び第４条の２に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量（以下「基準車両総重量」という。）を定めるとともに、保安基準第５３条の規定に基づき分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量（以下「基準最大積載量」という。）を定めるものとする。

６　車両総重量が５０トン以上の被けん引自動車その他道路構造又は道路交通に著しい支障を与える可能性があると判断される自動車にあっては、第２項及び第３項の審査にあたって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

７　第３第２号から第６号まで又は第１１号に規定する自動車にあっては、第２項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第１１号に規定する自動車にあっては、地域公共交通会議等により、道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

８　運輸局長は、運輸支局長から進達があった基準緩和認定申請書等について、第２項から第７項に掲げる事項の審査を行うものとする。

９　申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第４第３項第２号に該当する行政処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

（参考）分割不可能な物品の現状

物　　品	分割不可能な物品の最大重量
自動車	３２トン
鉄鋼製品、一般機械、コンクリート製品、原材料等	３５トン
鉄道車両	４０トン
戦車	４８トン
橋梁及び橋桁	５０トン
放射性物質運搬容器	１２０トン

（注）自 動 車：建設車両、クレーン用ブーム等
鉄鋼製品：圧延鋼板、コイル、圧延ロール、鉄骨類、鉄管類等
一般機械：産業機器・工作機器、プレス金型、移動プラント等
原 材 料：石材等

第７　条件、期限及び制限の付与

１　運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第２の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。

(1)　重量緩和セミトレーラ　同表中「車両総重量（００４）」については、３及び７を、「軸重（００５）」については３及び５を、「隣接軸重（０５６）」については４を、「輪荷重（００６）」については４

(2)　第１３に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ同表中「長さ（００１）」については１９を、「最小回転半径（００８）」については、２

２　運輸局長は、第６第３項の自動車について、保安基準第４条（車両総重量）及び

第４条の２（軸重等）の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

（１）　新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車にあっては、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して１年を経過した日

（２）　前号に掲げる自動車以外の自動車にあっては、自動車検査証の有効期間の満了日（自動車検査証の有効期間が満了している場合は、継続検査において交付される自動車検査証の有効期間の満了日）から起算して１年を経過した日

３　運輸局長は、第３第１３号の自動車について、基準緩和項目がＡＢＳである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付するものとする。

４　運輸局長は、第１８の規定に基づき第３第２０号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付するものとする。

５　運輸局長は、第１９の規定に基づき第３第２１号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

(1)　保安基準第１２条及び第１３条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度（２５キロメートル毎時を上限）及び運行期間中のけん引自動車との連結状態

(2)　当該自動車をけん引するけん引自動車

(3)　特定地までの運行経路

(4)　連結車両の前方及び後方への警戒車両の配置並びに当該自動車の後方への運行速度の表示

(5)　運行経路及び運行速度を考慮した認定の期限

６　運輸局長は、第２０の規定に基づき第３第２２号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

第８　基準緩和の認定等

１　運輸局長は、第６、第１２、第１３、第１４、第１６、第１７、第１８、第１９、第２０、第２１又は第２２の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第７に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、基準緩和認定書（第３号様式）を申請者に交付するものとする。

２　基準緩和の認定にあたって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第１１第１項の

規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ＡＢＳ、衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第５４条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横３５ミリメートル、縦６０ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第３により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第３に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

３　運輸局長は、第１項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に対し、基準緩和認定通知書（第４号様式）（以下「通知書」という。）に関係資料を添付のうえ、第４号様式により基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。

４　運輸局長は、第６、第１２、第１３、第１４、第１６、第１７、第１８、第１９、第２０、第２１又は第２２の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、並びに、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が５５点以上の場合又は第４第３項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第５５条第７項に該当するものとして基準緩　和の認定をしないものとする。この場合において、運輸局長は理由を付して、第５号様式によりその旨を申請者に通知するとともに、第６号様式により当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長あて通知するものとする。

第９　継続緩和の認定

１　第８第１項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第７第２項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の２か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。

２　継続緩和の認定を申請しようとする者は、第５第１項及び第２項の規定にかかわらず、基準緩和認定申請書（継続）（第７号様式）に別表第１の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各１通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。

３　運輸支局長は、継続緩和の認定の申請があったときは、当該自動車の使用者に対し出頭を求め次項各号について、事前審査表（第２号様式）により事前審査を行い、申請書(正本）等に添えて運輸局長に進達するものとする。

4　継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第６第３項の自動車にあっては、第６（第１項及び第３項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第６第４項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第９第４項第１号」と読み替えるものとする。

（１）　少なくとも申請直前６か月間における物品の輸送が、次の資料により適切に実施されていると認められること

①　貨物自動車運送事業用自動車にあっては、乗務等の記録、運行記録計による記録等

②　自家用自動車にあっては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等

（２）　次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

①　輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性

②　当該物品の輸送頻度及び輸送期間

③　搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

④　申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性

⑤　今回の申請に係る物品輸送計画と前回のそれとの相違

（３）　継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る物品の輸送について、次の①から③に掲げるそれぞれの申請に応じて定める期間に都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと。

①　第５項又は第６項第１号に基づく申請　申請直前の２カ年間

②　第６項第２号に基づく申請であって、③に掲げる申請以外の申請　申請直前の３カ年間

③　第６項第２号に基づく申請であって、連続した２回目以降の申請　申請直前の４カ年間

5　運輸局長は、第３項により運輸支局長から進達のあった申請書等について前項各号について審査を行った結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第８第１項の規定にかかわらず、第７第１項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定の際に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については継続検査申請予定日）から起算して２年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して１年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、基準緩和認定書（継続）（第８号様式）を申請者に交付するとともに、第８第３項の通知をするものとする。

6　継続緩和の認定を受けようとする自動車が基準緩和の認定に付された期限内に第

２３第１項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

（１）初回継続緩和の認定にあっては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して３年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して２年を経過した日までの期限を付す。

（２）前号の認定を受けた自動車の継続緩和の認定にあっては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して４年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して３年を経過した日までの期限を付す。

（３）前２号により処理された自動車が第２４第１項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合は、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。

７　運輸局長は、前２項の審査において、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

８　第８第２項から第４項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第８第３項の適用に当たって、「第１項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第８第４項の規定の適用に当たって、「第６、第１２、第１３、第１４、第１６、第１７、第１８、第１９、第２０、第２１又は第２２」とあるのは「第４項」とそれぞれ読み替えるものとする。

９　運輸局長は、第５項の規定により、基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続きを行わなければならない旨、指示するものとする。

第１０　変更申請等

１　基準緩和の認定を受けた自動車について、第８第１項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（四国運輸局管内に限る。）又は運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、速やかに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して運輸局長に対し、基準緩和認定変更申請書（第９号様式）に基準緩和認定書及び当該変更内容を証する資料を添えて、正本及び副本各１通を提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、電子申請後に当該変更内容についての資料を運輸支局長を経由して運輸局長に提出するものとする。

２　運輸支局長は、前項の申請があったときは申請書及び添付書類を確認のうえ運輸局長に進達するものとする。

３　運輸局長は、運輸支局長から進達のあった申請書等について審査し、適当であると判断した場合は、基準緩和認定書（第３号様式）を申請者に交付するものとするとともに第８第３項の通知をするものとする。

この場合において、前回の認定の際に付した第７に基づく条件、制限及び期限は、変更しないものとする。

４　基準緩和の認定の取消申請しようとする者は、基準緩和認定取消申請書（第２０号様式）に基準緩和認定書を添付し、正本及び副本各１通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して運輸局長に提出するものとする。

５　運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車の使用者からその認定の取消しを求める申請があった場合には、保安基準第５５条第６項第１号の規定に基づき、認定を取り消すものとする。

第１１　基準緩和の認定一括処理の特例

１　第３に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第１号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量の届出値に対して±４００キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあっては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

（１）　基準緩和の認定の際に条件又は制限が付されている被けん引自動車をけん引するためにあらかじめ必要な条件又は制限を付したけん引自動車であり、かつ、保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの（車両総重量が５０トン以上の被けん引自動車をけん引するものを除く。）

（２）　その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

①　新型自動車等であって、次に掲げるもの

イ　クレーン車

ロ　クレーン用台車

ハ　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）

ニ　第３第５号に規定する被けん引自動車

②　施行規則第６２条の３の規定に基づき型式認定を受ける小型特殊自動車

（３）　その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる除雪等に使用される自動車

２　前項第１号及び第２号の規定に基づく申請は、第４第１項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。

３　一括緩和の認定の申請は、第５第１項の規定にかかわらず、基準緩和認定申請書（第１号様式）（正本）に別表第１の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、運輸局長に提出するものとする。

４　第１項の規定に基づく基準緩和の認定について、第８第３項及び第４項の規定の適用にあたって、「当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長」とあるのは「管内の運輸支局長」と読み替えるものとする。

５　運輸局長は、第１項第２号に規定する自動車（次の各号のいずれかに該当する自動車を除く。）について、第１項の規定に基づき基準緩和の認定を行う場合は、第７第１項の規定にかかわらず、別表第４の基準緩和項目に応じてそれぞれ同表に掲げる必要な制限を付すものとする。

（１）　使用する場所が港湾等に限定される自動車

（２）　自動車の幅が３．２メートルを超える自動車

（３）　車両総重量が５０トンを超える自動車

６　運輸局長は、第１項第１号（新型自動車等に限る。）及び前項に規定する自動車について、第１項の規定に基づき基準緩和の認定を行い、第３号様式による基準緩和認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し、基準緩和の認定を行った旨を連絡するものとする。

７　運輸局長は、第１項第１号（新型自動車等に限る。）及び第５項に規定する自動車であって、第１項の規定に基づき他の運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第２３第２項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

８　運輸局長は、第１項第１号に規定する自動車であって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領３－４－４（４）に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。

(1)　当該自動車と第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則１自動車等の同一型式判定要領第１」又は共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領中「附則１　共通構造部の同一型式の範囲第２」で定める同一型式の範囲内にあること。

(2)　当該自動車の第五輪荷重が第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車の第五輪荷重と同一であること。

(3)　当該自動車の車両総重量が第１項の規定に基づき示された範囲内にあること（軸重等の範囲が示されている場合には、その取扱いもこれに準じる。）。

９　運輸局長は、第１項第２号①ニに規定するセミトレーラであって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領３－４－４（４）に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。

(1)　当該自動車と第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が

自動車型式認証実施要領中「附則１自動車等の同一型式判定要領第１」又は共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領中「附則１　共通構造部の同一型式の範囲第２」で定める同一型式の範囲内にあること。

(2)　当該自動車の輸送物品を積載する構造が第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車のものと同一のものであること。

10　第１項第３号に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより基準緩和の認定を行うことができる。

第１２　分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

１　運輸局長は、第３第２号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第４条の２（軸重等）の規定に係る基準緩和）の認定を受けようとするものについて、第６第２項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第１１の規定による申請の審査については、第２号及び第４号は除く。

（１）　保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

（２）　輸送しようとする物品の重量

（３）　当該セミトレーラの運行が道路構造に与える支障

（４）　主な運行経路

（５）　その他の必要事項

２　運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があることから、第１項の審査にあたって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することとする。

３　基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車であって国際海上コンテナを輸送することに関し、第１４の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

第１３　長尺貨物を輸送するバン型等セミトレーラの審査の特例

１　運輸局長は、第３第３号に規定するセミトレーラであって、長尺貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第２条（長さ）、同第４条の２（軸重等）及び同第６条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第６第２項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)　保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(2)　輸送しようとする物品の重量

(3)　輸送しようとする物品が、長さにおいて分割不可能であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
(4)　当該セミトレーラの運行が道路構造及び道路交通に与える支障
(5)　主な運行経路
(6)　その他の必要事項

２　前項に関し、バン型等セミトレーラの構造については、細目告示第７条の２、同第８５条の２及び同第１６３条の２に定める基準を準用し審査するものとする。

３　運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があると判断されるセミトレーラにあっては、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

第１４　国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

１　運輸局長は、第３第７号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第４条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第６第２項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第１１の規定による申請の審査については、第３号及び第４号は除く。

（１）　４５フィートコンテナ等を輸送することにより保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
（２）　当該自動車の運行が道路構造に与える支障
（３）　基準内の状態では輸送できない国際海上コンテナの有無
（４）　搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
（５）　その他必要事項

２　第３第７号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を、第８第２項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

基準緩和項目	表示の例
車両総重量	「重量３５．８０トン（３６．２８トン)」
最大積載量	「最大積載量３０．００トン（３０．４８トン)」

第１５　重量緩和セミトレーラの特例

１　基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第１０第１項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第９第１項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第１０第１項又は第９第２項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。

２　運輸局長は、基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって期限を付さ

れていないもの（以下「期限なし重量緩和セミトレーラ」という。）について、本項施行日以降の初回の継続検査の際、第６第５項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるものとする。

３　前項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた場合は、条件及び制限について、別表第２表中車両総重量（００４）については２の制限を３に、６の条件を７に、軸重（００５）については４の条件を５に、隣接軸重（０５６）については３の条件を４に、輪荷重（００６）については３の条件を４にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、基準緩和認定書の交付は行わないものとする。

４　第２項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第８第２項の規定を準用する。

５　基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第９第１項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第６第５項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするもの及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第６第５項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするものは、当該認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して運輸局長に対し、基準緩和認定変更申請書（第９号様式）に基準緩和認定書、主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を添えて正本及び副本各一通を提出するものとする。この場合において、第９号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第４、第５第３項、第６第５項後段、第７第１項並びに第８第１項、第２項及び第３項の規定は、本項の申請について準用する。

６　基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて、分割可能な貨物を輸送することに関し第１２及び第１３の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

７　前項の場合において、第９に準じた審査等を経て、単体物品を輸送することに関しても、併せて基準緩和の認定を受けることができる。この場合において、第６第５項の規定にかかわらず、基準車両総重量及ぶ基準最大積載量は定めないものとする。

第１６　自動車製作者等の試験自動車の特例

１　運輸局長は、第３第１号から第７号までに規定する自動車であって、自動車製作者等が走行試験を行うものについては、第４第１項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

２　前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第１にかかわらず、第１号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。

（１）自動車局審査・リコール課長が発行した「自動車製作者等証明書」

（２）走行試験のスケジュール表（主要運行経路図を含む。）

（３）試験自動車が特定できる書面
（４）主要諸元表
（５）車両外観図又は外観写真
（６）保安基準適合検討結果確認証明書
（７）遵守事項の誓約書
（８）その他運輸局長が必要と認めた書面

３　第３第１号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものについては、第７第２項の規定にかかわらず、基準緩和の期限を自動車製作者等証明書の有効期間までとする。

ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第１７　臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

１　運輸局長は、法第３４条第１項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という）であって、基準緩和の認定を受ける必要のあるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第４第１項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

２　前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表第１の他、次に掲げる資料を添付すること。

（１）申請する自動車が特定できる書面
（２）保安基準等適合検討書
（３）運行計画及び運行経路図

３　運輸局長は、第１項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限及び運行経路を限定するものとする。

第１８　道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

１　運輸局長は、第３第２０号に規定する自動車であって、保安基準第２条（長さ及び幅）、同第４条（車両総重量）、同第４条及び第４条の２（軸重等）又は同第６条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第６第１項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

（１）保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
（２）道路管理者からの特殊車両通行許可を受けることが確実であること
（３）輸送しようとする物品の重量
（４）搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路及び運行経路
（５）その他の必要事項

２　運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第１８号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第１９号様式の特殊車両通行許可確認書（回答）により確認するものとする。ただし、その他の方法により前項第２号の確認ができる場合はこの限りではないものとする。

３　運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で最大積載量を定めるとともに、同最大積載量と車両重量の合計として基準緩和車両総重量を定めるものとする。

第１９　トレーラ・ハウスの特例

１　第３第２１号に規定する自動車にあっては、第４第１項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

２　前項の自動車にあっては、幅が３メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が１６．５メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に４個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは１個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

３　運輸局長は、第１項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第６第２項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第１にかかわらず、第１号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)　申請する自動車が特定できる書面
(2)　主要諸元表
(3)　車両外観図又は外観写真（本体に緑色の点滅する灯火を備えるものは取付位置を明記するものとする。）
(4)　計算書及び緩和部分詳細図等
(5)　保安基準等適合検討書
(6)　連結自動車の連結検討書
(7)　遵守事項の誓約書
(8)　使用目的及び定置して使用する特定地が特定できる書面
(9)　運行計画及び運行経路図
(10)　その他地方運輸局長が必要と認めた書面

４　運輸局長は、前項の審査に当たって、必要に応じ道路管理者の意見を聴取するものとする。

第２０　災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

１　運輸局長は、第３第２２号に規定する自動車にあっては、第６第２項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支

障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

2　前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第１にかかわらず、第１号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第７第６項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第１号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第４号及び第６号を添付すればよい。

（１）主要諸元表
（２）車両外観図又は外観写真
（３）当該車両に講じられた安全及び環境対策を示す書面
（４）遵守事項の誓約書
（５）申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。）
（６）その他運輸局長が必要と認めた書面

3　第１項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第１号様式の基準緩和認定申請書に別表第１の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第１に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第７第６項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第１号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第５号及び第８号を添付すればよいものとする。

（１）主要諸元表
（２）車両外観図又は外観写真
（３）計算書及び緩和部分詳細図等
（４）保安基準等適合検討結果確認証明書
（５）遵守事項の誓約書
（６）主要運行経路図
（７）申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。）
（８）その他運輸局長が必要と認めた書面

第２１　緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1　第３第１６号の申請ができる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

（１）次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。

イ　道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車(以下「誘導される自動車」という。）の使用者と同一の者が使用する誘導車

ロ　誘導される自動車の使用者と、誘導車を配置することに関し契約を締結した者が使用する誘導車

ハ　上記ロの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車

ニ　物品の輸送に関し、誘導される自動車を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」という。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する誘導車

ホ　上記ニの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車

ヘ　第３第２１号のトレーラ・ハウス（以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車

ト　上記への者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車

（２）前各号の誘導車に備える緑色の点滅する灯火は、誘導される自動車又は誘導されるトレーラ・ハウスの誘導中のみ使用するものであって、車体の上部の見やすい位置に２個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは１個とみなす。）以下とする。

２　運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第６第２項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第１にかかわらず、第１号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)　申請する自動車が特定できる書面

(2)　車両外観図又は外観写真

(3)　緩和部分詳細図等（灯火の性能等の資料含む）

(4)　遵守事項の誓約書

(5)　誘導される自動車の一覧表及び当該自動車の自動車検査証の写し

(6)　誘導される自動車の使用者と締結した契約書

(7)　荷主と締結した契約書及び荷主の扱う商品等の資料（必要に応じ荷主へのヒヤリングを行うものとする。）

(8)　誘導されるトレーラ・ハウスに関する資料及び当該トレーラを運行させようとする者であることを証明する書面（基準緩和認定書等）

(9)　前項第１号ロ又はニ若しくはへの者と締結した業務委託契約書

(10)　誘導される自動車の特殊車両通行許可証の写し（誘導される自動車が第３第１号の自動車及び第３第２１号のトレーラ・ハウスにあっては、幅が３メートル以上又は連結時全長が１６．５メートルを超えることが分かる書面でも良いものとする。）

(11)　その他運輸局長が必要と認めた書面

３　運輸局長は、前項の審査に当たって、特に次の各号について確認するものとする。

(1) 誘導車を配置することに関し締結されている契約が業務遂行上、適切であると認められること。

(2) 当該自動車が、道路法第４７条の２第１項の許可の条件として付す、許可車両の前後に配置する自動車として、適切に誘導を行える自動車であること。

第２２　幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

１　運輸局長は、第３第４号及び第５号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送する　ことに関し基準緩和（保安基準第２条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第６第２項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

（１）保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

（２）輸送しようとする物品の重量及び寸法

（３）輸送しようとする物品が、幅及び長さにおいていずれも２．５メートル以下に分割不可能であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性

（４）当該セミトレーラの運行が道路構造及び道路交通に与える支障

（５）主な運行経路

（６）その他必要な事項

２　前項に関し、第３第５号のセミトレーラの構造については、細目告示第７条の２、同第８５条の２及び同第１６３条の２に定める基準を準用し審査するものとする。

３　運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があると判断されるセミトレーラにあっては、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

第２３　検査時等の処理

１　基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、新規検査、継続検査及び構造等変更検査並びに自動車検査証の記載事項の変更に係る記入の申請にあたって当該自動車に交付された基準緩和認定書の写しを提示すること。

２　運輸支局長は、第１項の検査等を実施する場合において、提示された基準緩和認定書の写しの確認を行い、当該自動車の自動車検査証の記載事項等に係る処理を行うものとする。

第２４　行政処分等

１　運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請にあたって虚偽の申請を行った場合は、申請者に対し緩和監査（法第１００条第２項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認したうえで、別途定める処分等要領に基づき、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

２　前項の規定は、第１１第７項の規定により基準緩和の認定を受けたものとして取り扱う自動車についても、準用するものとする。

３　基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

（１）　当該自動車の登録が抹消された場合、自動車検査証が返納された場合又は軽自動車届出済証が返納された場合

（２）　当該自動車の使用の本拠の位置が管轄外となった場合

（３）　使用者が変更された場合（管理組織体制に変更の無いものを除く。）又は事業用・自家用の別が変更になった場合（一括緩和の認定を受けた自動車を除く。）

（４）　基準緩和の認定に係る構造又は装置に変更があった場合

（５）　第８第１項又は第９第５項、第６項及び第７項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合

（６）　第３第９号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合

（７）　第１５第６項の場合

（８）　第３第２１号に規定する自動車で、第８第１項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

（９）　第３第２２号に規定する自動車で、第８第１項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

(10)　当該自動車のすべての緩和認定項目が基準内となった場合

４　運輸局長及び運輸支局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第７第２項及び第９第５項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

附則（平成９年９月２９日、四運整車第４５３号）

（適用時期）

１　この要領は､平成９年１０月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

（経過措置）

１　平成９年９月３０日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお従前の例による。

附則　（平成１０年３月３０日、四運整車第１９５号）

（適用時期）

１　この要領は､平成１０年４月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附則（平成１０年５月１３日、四運整車第２６１号）

（適用時期）

１　この要領は、平成１０年６月１日以降に基準緩和の認定を受けた自動車から適用する。

附則（平成１０年１１月１６日、四運整車第５７１号）

（適用時期）

１　この要領は、平成１０年１１月１６日以降に基準緩和の認定を受けた自動車から適用する。

附則（平成１１年３月２日、四運整車第６１号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１１年３月２日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１１年１０月１日、四運整車第２８８号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１１年１０月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１４年７月２５日、四運技技第２３号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１４年１０月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
ただし、第１３第２項から第４項までの規定は平成１５年１０月１日から適用する。
附則（平成１４年９月２０日、四運技技第４７号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１４年９月２０日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１５年６月６日、四運技技第９４号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１５年６月６日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１５年９月３０日、四運技技第３３９号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１５年９月３０日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１５年１０月１５日、四運技技第４０３号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１５年１０月１５日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１６年４月２３日、四運技技第６８号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１６年４月８日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。ただし、第１１第６項及び第７項の改正規定は、平成１６年７月１日から適用する。
附則（平成１６年１１月２９日、四運技技第６７８号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１６年１１月９日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
ただし、第３第１１号に該当する自動車については、平成１６年１２月１日以降の基準緩和の認定申請から適用する。
附則（平成１８年７月１０日、四運技技第２８８号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１８年７月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１８年１０月３１日、四運技技第５７５号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１８年１０月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１９年２月７日、四運技技第７７６号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１９年２月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附則（平成１９年４月２７日、四運技技第８４号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１９年４月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成１９年６月５日、四運技技第２３０号）
（適用時期）
１　この要領は、平成１９年６月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２０年２月１２日、四運技技第７１９号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２０年２月３日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２１年２月２５日、四運技技第８６７号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２１年２月２５日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２２年１０月１５日、四運技技第３４１号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２２年１０月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２３年１１月１０日、四運技技第４５０号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２３年４月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２３年１１月１０日、四運技技第４５４号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２３年５月２７日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２５年３月１２日、四運技技第６４２号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２４年１２月２７日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２６年２月３日、四運技技第５７５号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２５年１１月５日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２６年４月３日、四運技技第２号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２６年３月２０日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２６年１１月２５日、四運技技第５１０号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２６年１０月３１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２７年４月１５日、四運技技第２５号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２７年５月１日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２８年１月７日、四運技技第５０７号）
（適用時期）
１　この要領は、平成２７年１２月２５日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
附則（平成２９年７月５日、四運技技第１５４号）

（適用時期）

１　この要領は、平成２９年７月３日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

（経過措置）

１　既に第９の継続緩和の認定を受けた自動車については、自動車検査証に記載された緩和の期限が平成２９年７月３日以降のものにあって継続緩和の認定を行う際は、第９第６項第１号に準ずる。

附則（平成３１年３月１５日、四運技技第５７２号）

（適用時期）

１　この要領は、平成３１年３月１日以降の基準緩和の認定の認定の申請から適用する。ただし、第４、第５、第６及び第８に監査売る改正については、西暦２０１９年９月１日以降の基準緩和の認定の申請の申請から適用する。

別表第１　添付資料一覧表（第５及び第９関係）

適用条項	項目		保安基準第５５条第１項に規定する大臣が定める告示 保安基準等の条項	1 主要諸元比較表	2 車両外観図	3 計算書及び緩和部分詳細図	4 連結自動車の連結検討書	5 遵守事項の誓約書（第10号様式）	6 使用者の事業内容（第11号様式）＊	7 会社組織図（第12号様式）＊	8 主要運行経路図＊	9 輸送依頼書（第13号様式）又は輸送契約書＊	10 保有車両一覧表（第14号様式）＊	11 過去６か月間以上の輸送実績（第15号様式）＊	12 安全性優良事業所認定証◎	13 特殊車両通行許可事前確認書	14 その他地方運輸局長が必要と認めた書面
	長さ、幅及び高さ	認定要領第3第11号の自動車を除く	保　2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	－	－	－	○
		認定要領第3第11号の自動車に限る	保　2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	車両総重量	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保　4	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	－	－	－	○
		継続緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保　4	□	□	□	□	○	□	□	□	△	○	○	○	－	○
		新規緩和(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保　4	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
		新規緩和(認定要領第3第7号の自動車に限る)	保　4	○	○	▽	▽	○	○	－	○	－	△	－	－	－	○
		新規緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第6号（認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る）の自動車に限る)	保　4	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○
		新規緩和(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保　4	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	－	－	○	○

告示第1条第1号	軸重等	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保　4の2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	―	―	―	○
		継続緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保　4の2	□	□	□	□	○	□	□	□	△	○	○	○	―	○
		新規緩和(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保　4の2	○	○	○	○	○	○	○	○	―	○	―	―	―	○
		新規緩和(認定要領第3第7号及び第6号の自動車に限る)	保　4の2	○	○	▽	▽	○	○	―	○	―	△	―	―	―	○
		新規緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第6号（認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る）の自動車に限る)	保　4の2	○	○	○	○	○	○	○	○	―	○	―	―	○	○
		新規緩和(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保　4の2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	―	―	○	○
		新規緩和(認定要領第3第11号の自動車に限る)	保　4の2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	最小回転半径		保☆　6- 2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	―	―	―	○
	原動機及び動力伝達装置		保　8- 3	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	速度抑制装置		保　8- 4	―	―	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	かじ取装置		保　11- 2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	緩衝装置		保　14	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	車枠及び車体		保　18- 2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
			保　18- 3	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
			保　18- 4	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	巻込防止装置等		保　18の2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	乗車装置		保　20- 4	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
			保　20- 5	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	座席		保　22- 3	○	○	○	―	○	―	―	△	―	―	―	―	―	○
			保　22- 4	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	座席ベルト等		保　22の3	○	○	○	―	○	―	―	△	―	―	―	―	―	○
	頭部後傾抑止装置等		保　22の4	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	年少者用補助乗車装置等		保　22の5	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	乗降口		保　25- 1	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○

			保　25- 4	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	非常口		保　26	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	窓ガラス		保　29- 2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
			保　29- 4	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	前照灯		保　32-11	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	尾灯		保　37- 1	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	駐車灯		保　37の3- 2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
			保　37の3- 3	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	大型後部反射器		保　38の2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	後退灯		保　40- 1	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	非常点滅表示灯		保　41の3- 1	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	非常信号用具		保　43の2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	車線逸脱警報装置		保　43の6	○	○	○	―	○	―	―	△	―	―	―	―	―	○
	後写鏡等		保　44- 5	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	窓ふき器等		保　45- 2	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
			保　45- 3	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	運行記録計		保　48の2	○	○	○	―	○	○	○	○	―	○	―	―	―	○
	速度表示装置		保　48の3	○	○	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	○
	安定性	第１節型式指定の新車	細　8-　-1	○	○	○	―	○	○	○	○	―	○	―	―	―	○
		第２節指定等以外の新車	細　86-　-1														
		第３節使用過程車	細 164-　-1														
		第１節型式指定の新車	細　8-　-2	○	○	○	○	○	○	○	○	―	○	―	―	―	○
		第２節指定等以外の新車	細　86-　-2														
		第３節使用過程車	細 164-　-2														
		第１節型式指定の新車	細　8-　-4	○	○	○	―	○	○	○	○	―	○	―	―	―	○
		第２節指定等以外の新車	細　86-　-4														
		第３節使用過程車	細 164-　-4														
		第１節型式指定の新車	細　8-　-5	○	○	○	○	○	○	○	○	―	○	―	―	―	○
		第２節指定等以外の新車	細　86-　-5														
		第３節使用過程車	細 164-　-5														
	接地部及び接地圧	第１節型式指定の新車	細　9（第１号を除く。）	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	―	―	―	○
		第２節指定等以外の新車	細　87（第１号を除く。）														
		第３節使用過程車	細 165（第１号を除く。）														

告示	走行装置等	第１節型式指定の新車	細 11-3-1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 89-4-2 （滑り止めの溝に関する部分に限る）														
		第３節使用過程車	細167-4-2 （滑り止めの溝に関する部分に限る）														
	制動装置	第１節型式指定の新車	細　15- 2	○	○	○	－	○	－	－	△	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 93-2														
		第３節使用過程車	細171-2														
		第３節使用過程車	細 171- 2- 8	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細　93- 2-2	○	○	○	－	○	－	－	△	－	－	－	－	－	○
		第３節使用過程車	細 171- 2-10														
		第２節指定等以外の新車	細　93- 2-2	○	○	○	－	○	－	－	△	－	－	－	－	－	○
		第３節使用過程車	細 171- 2-11														
		第１節型式指定の新車	細　15- 3	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細　93- 3 （各号列記以外の部分）														
		第３節使用過程車	細 171- 3- 1 （同条第２項第3号から第5号まで及び第8号の基準に係る部分に限る。）														
		第３節使用過程車	細 171- 3- 6	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第１節型式指定の新車	細　15- 4	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細　93- 4														
		第３節使用過程車	細 171- 4- 1 （同条第２項第4号及び第１０号の基準に係る部分に限る。）														
		第３節使用過程車	細 171- 4- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
			細 171- 4- 4														
			細 171- 4- 5														
		第１節型式指定の新車	細　15- 5- 5	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細　93- 5- 5														
		第３節使用過程車	細 171- 5- 5														
		第１節型式指定の新車	細　15- 5- 9	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細　93- 5- 9														

		第３節使用過程車	細 171- 5- 9														
		第１節型式指定の新車	細　15- 5-11	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細　93- 5-11														
		第３節使用過程車	細 171- 5-11														
		第２節指定等以外の新車	細 93- 6- 2	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	○
		第３節使用過程車	細 171- 6- 2														
		第１節型式指定の新車	細 15- 7	○	○	○	－	○	－	－	△	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 93- 8														
		第３節使用課程車	細 171- 8														
		第２節指定等以外の新車	細 94- 4	○	○	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	○
		第３節使用過程車	細 172- 4														
		第１節型式指定の新車	細☆16- 2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細☆94- 2														
		第３節使用過程車	細☆172- 5														
		第１節型式指定の新車	細☆16- 2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細☆94-　2														
		第３節使用過程車	細☆172-　2														
	車枠及び車体	第１節型式指定の新車	細 22- 2- 1 （別添20「外装の技術基準」に係る部分に限る。）	○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 100- 4- 2														
		第３節使用過程車	細 178- 4- 2														
	窓ガラス	第１節型式指定の新車	細 39- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 117- 1														
		第３節使用過程車	細 195- 3- 2														
	排出ガス等発散防止装置	第１節型式指定の新車	細 41- 6- 3	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 119- 6- 3														
		第３節使用過程車	細 197- 6- 3														
	前部霧灯	第１節型式指定の新車	細 43- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 121- 3- 5														
		第３節使用過程車	細 199- 3- 5														
	車幅灯	第１節型式指定の新車	細 45- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 123- 1- 3														
		第３節使用過程車	細 201- 1- 3														
	前部上側端	第１節型式指定の新車	細 46- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○

灯																
	第２節指定等以外の新車	細 124- 1- 3														
	第３節使用過程車	細 202- 1- 3														
前部反射器	第１節型式指定の新車	細 47- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 125- 3- 1														
	第３節使用過程車	細 203- 3- 1														
	第２節指定等以外の新車	細 125- 3- 3														
	第３節使用過程車	細 203- 3- 3														
側方灯及び側方反射器	第１節型式指定の新車	細 48- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 126- 1- 3														
	第３節使用過程車	細 204- 1- 3														
	第２節指定等以外の新車	細 126- 1- 4	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第３節使用過程車	細 204- 1- 4														
	第１節型式指定の新車	細 48- 4	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 126- 7- 1														
	第３節使用過程車	細 204- 7- 1														
	第２節指定等以外の新車	細 126- 7- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第３節使用過程車	細 204- 7- 2														
尾灯	第１節型式指定の新車	細 50- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 128- 1- 3														
	第３節使用過程車	細 206- 1- 3														
	第１節型式指定の新車	細 50- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 128- 3- 4														
	第３節使用過程車	細 206- 3- 4														
後部霧灯	第１節型式指定の新車	細 51- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 129- 3- 7														
	第３節使用過程車	細 207- 3- 7														
後部上側端灯	第１節型式指定の新車	細 53- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 131- 1- 3														
	第３節使用過程車	細 209- 1- 3														
後部反射器	第１節型式指定の新車	細 54- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 132-3-3~5														
	第３節使用過程車	細 210-3-3~5														
制動灯	第１節型式指定の新車	細 56- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 134- 1- 4														

	第３節使用過程車	細 212- 1- 4														
補助制動灯	第１節型式指定の新車	細 57- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 135- 1- 2														
	第３節使用過程車	細 213- 1- 2														
後退灯	第１節型式指定の新車	細 58- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 136- 3- 5														
	第３節使用過程車	細 214- 3- 5														
方向指示器	第１節型式指定の新車	細 59- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 137- 1- 3														
	第３節使用過程車	細 215- 1- 3														
	第１節型式指定の新車	細 59- 3	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 137- 3														
	第３節使用過程車	細 215- 3														
	第２節指定等以外の新車	細 137- 4- 3	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第３節使用過程車	細 215- 4- 3														
	第２節指定等以外の新車	細137-4-7~10	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第３節使用過程車	細215-4-7~10														
非常点滅表示灯	第１節型式指定の新車	細 61- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 139- 1														
	第３節使用過程車	細 217- 1														
	第１節型式指定の新車	細 61- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 139- 3- 1														
	第３節使用過程車	細 217- 3- 1														
その他の灯火等の制限（注）	第１節型式指定の新車	細 62- 2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 140- 2														
	第３節使用過程車	細 218- 2														
	第１節型式指定の新車	細 62- 3	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 140- 3														
	第３節使用過程車	細 218- 3														
	第１節型式指定の新車	細 62- 5~7	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 140- 5~7														
	第３節使用過程車	細 218- 5~7														
	第１節型式指定の新車	細 62-10	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	第２節指定等以外の新車	細 140-10														

		第３節使用過程車	細 218-10														
	後写鏡等	第１節型式指定の新車	細　68-1-3	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 146-1-3														
		第３節使用過程車	細 224-1-3														
	旅客自動車運送事業用自動車	第１節型式指定の新車	細 77- 1 （各号列記以外の部分）	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 155- 1 （各号列記以外の部分）														
		第３節使用過程車	細 233- 1 （各号列記以外の部分）														
		第１節型式指定の新車	細 77- 1- 5	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 155- 1- 5														
		第３節使用過程車	細 233- 1- 5														
		第１節型式指定の新車	細 77- 2- 2	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 155- 2- 2														
		第３節使用過程車	細 233- 2- 2														
		第１節型式指定の新車	細 77- 4	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 155- 4														
		第３節使用過程車	細 233- 4														
	乗車定員及び最大積載量	第１節型式指定の新車	細　81- 1- 5	○	○	○	－	○	－	－	△	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 159- 1- 5														
		第３節使用過程車	細 237- 1- 5														
告示第１条第３号	旅客自動車運送事業用自動車	第１節型式指定の新車	細 77- 3	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 155-3														
		第３節使用過程車	細 233-3														
告	最小回転半径		保　6- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	車枠及び車体		保　18- 1- 3	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	騒音防止装置		保　30	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	車幅灯		保　34	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	前部上側端灯		保　34の2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	前部反射器		保　35	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	側方灯及び側方反射器		保　35の2	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	後写鏡		保　44- 1	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	操縦装置	第１節型式指定の新車	細　12- 1（配	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○

示第１条第４号			置寸法に関する部分に限る。）															
		第２節指定等以外の新車	細　90－１（配置寸法に関する部分に限る。）															
		第３節使用過程車	細 168－１（配置寸法に関する部分に限る。）															
	制動装置	第１節型式指定の新車	細 15－６	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 93－６															
		第３節使用過程車	細 171－６－１（同条第２項第1号、第３号及び第４号の基準に係る部分に限る。）															
		第３節使用過程車	細 171－６－２	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第３節使用過程車	細 171－６－５	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第１節型式指定の新車	細 16－２~4	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 94－２~4															
		第３節使用過程車	細 172－２~4															
		第３節使用過程車	細 172－６	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
	高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置	第１節型式指定の新車	細　20－１－２	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細　98－１－２															
		第３節使用過程車	細 176－１－２															
	排出ガス等発散防止装置	第１節型式指定の新車	細　41－６－１	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車	細 119－６－１															
		第３節使用過程車	細 197－６－１															
	制動灯	第１節型式指定の新車	細 56－２	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○
		第２節指定等以外の新車（第１２８条第３項第４号の基準に係る部分に限る。）	細 134－３－４															
		第３節使用過程車（第２０６条第３項第４号の基準に係る部分に限る。）	細 212－３－４															

（注）１．　第３第１５号に基づく基準緩和申請書については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他運輸局長が必要と認めた書面」とする。

２．　第３第１９号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを港湾事務所長等が証する書面（保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。）」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他運輸局長が必要と認めた書面」とする。

備考

(1)　○は、提出を必要とする資料を示す。

(2)　△は、事業用自動車に限って提出を必要とする資料を示す。

(3)　□は、前回の申請時から変更があった場合に限って提出を必要とする資料を示す。

(4)　▽は、別途定める標準改造要領によらない改造を行う場合に限って提出を必要とする資料を示す。

(5)　＊は、一括緩和申請の場合には、省略することができる資料を示す。

(6)　けん引自動車であって個別緩和の認定申請をする場合には、＊の添付資料を、保有車両一覧表及び被けん引自動車の自動車検査証の写しに替えることができる。

(7)　☆は、連結自動車に該当する場合を示す。

(8)　「連結自動車の連結検討書」は、被けん引車の場合に限る。

(9)　「車両外観図」は、物品を積載した状態の記載を含む。

(10)　◎は、安全性優良事業所認定を受け、認定要領第９第６項に基づき申請する場合に限る。
なお、安全性優良事業所認定証（写し）又は貨物自動車運送事業安全性評価事業評価結果通知書（写し）等、申請時において安全性優良事業所の認定を受けている事実が分かる書面をもって、代えることができる。

(11)　「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた日から６か月後及び１年後のそれぞれ直近の１か月間の輸送実績等をいう。

(12)　適用条項中の「告示」とは、「道路運送車両の保安基準第５５条第１項、第５６条第１項及び第５７条第１項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」（平成１５年告示第１３２０号）をいう。

(13)　保安基準第８条第４項の規定に関する添付資料中、計算書及び緩和部分詳細図は最高速度計算書又は自動車製作者等の発行する最高速度証明書とする。ただし、離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあってはこれを要しない。

(14)　保安基準第５５条第１項に規定する大臣が定める告示欄中の「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」（昭和２６年７月２８日運輸省令第６７号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成１４年７月１５日国土交通省告示第６１９号）の条項をいう。

(15)　「第１節型式指定の新車」とは、「第１節指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。

(16)　「第２節指定等以外の新車」とは、「第２節指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。

(17)　「第３節使用過程車」とは、「第３節　使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。

(18)　「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。

(19)　継続緩和の申請において、車両総重量・軸重以外に適用する緩和項目がある自動車の提出資料は、車両総重量欄の「継続緩和」に掲げるものとすることができる。

別表第２　条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第７関係）

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限（数字番号）
長さ(001)	１　自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。(001) ２　自動車の後面及びけん引自動車の運転者席には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の長さを表示すること。(021) ３　積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) ４　ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ 1メートル、後端をポールトレーラの荷受台中心より 3メートルそれぞれ超えて積載しないこと。(036) ５　ポールの長さは、12メートル以下とすること。(037) ６　ポールの長さは、14メートル以下とすること。(038) ７　ポールの長さは、16メートル以下とすること。(039) ８　積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.59メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(043) ９　積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(044) 10　積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.59メートル又は 2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(045) 11　自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。(071) 12　夜間、ポールを積載して運行する際は、ポールの最前端部附近、中央部附近及び最後端部附近の両側に側方から確認できる黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）を備えること。(073) 13　自動車の両側面には、補助方向指示器を備えること。(075) 14　連節バスの前車室及び後車室には、消火器を備えること。(076) 15　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)

	16　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) 17　基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。（167） 18　基準緩和による運行は、けん引自動車と被けん引自動車の連結時の長さを21.5メートル以下とし、道路を横断する場合に限る。（171） 19　長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ１３メートルを超えるものに限る。（172）
幅(002)	１　自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。(002) ２　被けん引自動車の後面には、幅を表示すること。(022) ３　積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) ４　自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火（光度 300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）をそれぞれ備えること。(072) ５　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) ６　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) ７　分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認　定要領に規定する幅広貨物に限り、緩和事項は幅のみであ　ること。（150） ８　幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○ｋｇ以下、最大積載量は○○○○○ｋｇ以下であること。 ９　幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○ｋｇ以下、最大積載量は○○○○○ｋｇ以下（スタンション装着時の車両総重量は○○○○○ｋｇ以下、最大積載量は○○○○○ｋｇ以下）であること。 10　スタンションを装着した幅広貨物輸送時には４本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。（153） 11　スタンションを装着した幅広貨物輸送時には６本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。（154） 12　スタンションを装着した幅広貨物輸送時には８本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。（155）

	13　スタンションを装着した幅広貨物輸送時には１０本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。（156） 14　スタンションを装着した幅広貨物輸送時には１２本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。（157）
高さ(003)	１　自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること。(003) ２　被けん引自動車の後面には、高さを表示すること。(023) ３　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) ４　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
車両総重量(004)	１　自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。(004) ２　被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。(024) ３　被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(028) ４　被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。(062) ５　被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、分割可能貨物基準緩和最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(063) ６　積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) ７　基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020) ８　分割可能貨物基準緩和車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(017)

９　被けん引車はバン型であること。(111)
10　被けん引車はタンク型であること。(112)
11　被けん引車は幌枠型であること。(113)
12　被けん引車はコンテナ用であること。(114)
13　被けん引車は自動車の運搬用であること。(115)
14　被けん引車はあおり型であること。(116)
15　被けん引車は固定式スタンション型であること。(117)
16　被けん引車は船底型であること。(118)
17　分割可能な貨物の輸送時には、４本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(121)
18　分割可能な貨物の輸送時には、６本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(122)
19　分割可能な貨物の輸送時には、８本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(123)
20　分割可能な貨物の輸送時には、１０本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(124)
21　分割可能な貨物の輸送時には、１２本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(125)

22　最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。(066)
23　基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068)
24　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)
25　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
26　走行試験以外の目的では運行しないこと。(166)
27　基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)
28　分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認定要領に規定する幅広貨物に限り、緩和事項は幅のみであること。(150)
29　被けん引自動車の後面には、単体物品基準緩和車両総重量に幅広貨物車両総重量を括弧書で、幅広貨物最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ

	併記して表示すること。（151） 30　被けん引自動車の後面には単体物品基準緩和車両総重量に幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）車両総重量を括弧書で、単体物品基準緩和最大積載量に幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。（152） 31　幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○ｋｇ以下、最大積載量は○○○○○ｋｇ以下であること。 32　幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○ｋｇ以下、最大積載量は○○○○○ｋｇ以下（スタンション装着時の車両総重量は○○○○○ｋｇ以下、最大積載量は○○○○○ｋｇ以下）であること。 33　スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。（161）
軸重(005)	１　自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。(005) ２　被けん引自動車の後面には、軸重を表示すること。(025) ３　被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(028) ４　積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) ５　基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020) ６　けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。(064) ７　最大積載量欄及び車両総重量欄は基準内とし、備考欄の第五輪荷重及び車両総重量は基準緩和時とする。(065) ８　最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし括弧内は基準緩和時とする。(066) ９　基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。(067) 10　基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068) 11　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。

	（091） 12　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) 13　走行試験以外の目的では運行しないこと。（166） 14　けん引自動車の後面には分割可能貨物基準緩和最大積載量に国際海上コンテナ基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。（140） 15　被けん引自動車は、最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するものでないこと。（141） 16　基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。（167） 17　スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。（161）
隣接軸重(056)	1　自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。(095) 2　被けん引自動車の後面には、隣接軸重を表示すること。(096) 3　積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) 4　基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020) 5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) 7　基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。（167） 8 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であると。（161）
輪荷重(006)	1　自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。(006) 2　被けん引自動車の後面には、輪荷重を表示すること。(026) 3　積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) 4　基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。

	(020) 5　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
最大安定傾斜角度(007)	1　自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(010) 2　運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。(051) 3　運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。（175) 4　運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。(054) 5　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6　けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
最小回転半径(008)	1　自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示すること。(007) 2　被けん引自動車の後面には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること。(027)
接地圧(009)	1　自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。(008) 2 被けん引自動車の後面には、接地圧を表示すること。(161)
速度抑制装置（057）	1　高速自動車国道等を運行しないこと。（077） 2　自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。（078） 3　使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行（整備等のための運行を除く。）しないこと。(079) 4　自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。（080）
ＡＢＳ（068）	1　高速自動車国道等（最高速度の指定が８０キロメートル毎時未満のものを含む。）を運行する場合は、６０キロメートル毎時以下で運行すること。（129） 2　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。

	（091） ３　６０キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131） ４　自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度６０キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132） ５　ＡＢＳを作動不能とするための手動装置の使用は、道路以外の場所に限る。（139） ６　高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。（158）
衝突被害軽減ブレーキ（070）	１　高速道路等を運行する場合は、６０キロメートル毎時以下で運行すること。（130） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。（091） ３　６０キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131） ４　自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度６０キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132） ５　高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。（158） ６　６０キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者が確認できること。（165）
リアオーバーハング（017）	自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。（009）
外装（071）	１　走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。（148） ２　駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。（149）
座席（021）	１　高速道路等を運行する場合は、６０キロメートル毎時以下で運行すること。（130） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。（091）

	３　６０キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131） ４　自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度６０キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132） ５　高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。（158）
座席ベルト（023）	１　高速道路等を運行する場合は、６０キロメートル毎時以下で運行すること。（130） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。（091） ３　６０キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131） ４　自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度６０キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132） ５　高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。（158）
年少者用補助乗車装置等（072）	１　運行速度は、２０キロメートル毎時未満とする。（173） ２　運転者席には、２０キロメートル毎時未満で運行する旨を表示すること。（174）
車線逸脱警報装置（073）	１ 高速道路等を運行する場合は、６０キロメートル毎時以下で運行すること。(130) ２ 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) ３ ６０キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131） ４ 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度６０キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132） ５ 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中　の安全を確保するために必要な措置を周知すること。（158）

乗車定員（069）	１　高速道路等を運行する場合は、６０キロメートル毎時以下で運行すること。（130） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。（091） ３　６０キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131） ４　自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度６０キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132） ５　高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。（158）
その他の灯火等の制限（点滅する灯火等）（042）	１　青色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。（133） ２　黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。（134） ３　飛行場の設置者等からの有効な証明書を有しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消を申請すること（135） ４　緑色の点滅灯火の点灯は、認定書に記載されている積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するができる構造を有する幅が３メートル以上のトレーラ又は連結時全長が１６．５メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。（136） ５　誘導する基準緩和自動車を使用しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取り消しを申請すること。（137） ６　緑色の点滅灯火の点灯は、幅３メートル以上のトレーラをけん引している場合に限る。（074） ７　緑色の点滅灯火の点灯は、連結時全長が１６．５メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。（138） ８　緑色の点滅灯火の点灯は、幅が３メートル以上のトレーラ又は連結時全長が１６．５メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。（142） ９　青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。（143） 10　国際埠頭施設の保安巡視を行わなくなった場合は、す

	みやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(144) 11　緑色の点滅灯火の点灯は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。(168) 12　誘導車として使用しなくなった場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消を申請すること。(169) 13　誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。(170)
その他の項目	緩和の内容により適宜
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	１　運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092) ２　運行に当たっては、認定書（写し）を携帯すること。(093) ３　運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。(145) ４　貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。(146) ５　被けん引自動車の車両総重量は５０トン未満であること。(147) ６　積載物品が運搬中に荷崩れ等により自動車から落下することを防止するための必要な措置を講じること。(159)

備考

（１）　「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号」（平成１６年国土交通省告示第１６００号）第１号第８号及び第９号に規定する数字番号であり、参考として付記する。（以下、別表第４において同じ。）

（２）　幅（002）中の４の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するように取り付けられている場合にあっては、付さないこととする。

別表第３　車体表示（第８関係）

基準緩和項目		表示の例
長さ		「全長１５．５０メートル」
幅		「全幅２．８０メートル」
高さ		「全高３．９０メートル」
	幅広貨物運搬用セミトレーラであって側面スタンションを備えるもの	側面スタンション６本、取り外して輸送する場合、重量２７．８０トン
車両総重量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車	「重量３５．００トン」
	重量緩和セミトレーラ	「重量２７．８０トン（３９．８０トン）」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「重量３５．８０トン（３９．８０トン）」
	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの	「最大積載量３９．８０トン（２７．８０トン）」
	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの（スタンション付き）	「最大積載量３９．８０トン（３５．８０、２７．８０トン）」
最大積載量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車	「最大積載量２８．００トン」
	重量緩和セミトレーラ	「最大積載量１８．００トン（３０．００トン）」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「最大積載量２６．００トン（３０．００トン）」
	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの	「最大積載量３０．００トン（１８．２０トン）」

	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの（スタンション付き）	「最大積載量３０．００トン（２５．８０、１８．２０トン）」
軸重		「軸重１８．００トン」
隣接軸重		「隣接軸重２３．００トン」
輪荷重		「輪重６．００トン」
最大安定傾斜角度		「運行速度３０キロメートル毎時以下」
最小回転半径		「回転半径１４．０メートル」
速度抑制装置	離島以外の自動車	「高速道路不走行車」
	離島の自動車	「〇〇島内専用車
ＡＢＳ		「運行速度６０キロメートル毎時以下」
座席ベルト		「運行速度６０キロメートル毎時以下」
乗車定員		「運行速度６０キロメートル毎時以下」
座席		「運行速度６０キロメートル毎時以下」
年少者用補助乗車装置等		「運行速度２０キロメートル毎時未満」
衝突被害軽減ブレーキ		「運行速度６０キロメートル毎時以下」
車線逸脱警報装置		「運行速度６０キロメートル毎時以下」

【備　考】

（１）「表示の例」の基となる値については、当該車両の実測値又は基準緩和自動車の認定値の最大を表示するものとし、単位についても当該車両の実測値又は基準緩和自動車の認定値で表記したものとする。

別表第４　保安上及び公害防止上の制限（第１１関係）

基準緩和項目 （数字番号）	制限（数字番号）
長さ（001）	１　自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること（001） ２　自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること（071） ３　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
幅（002）	１　自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること（002） ２　自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火（光度300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度３００カンデラ以下）をそれぞれ備えること（072） ３　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
高さ（003）	１　自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること（003） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
車両総重量(004)	１　自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること（004） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
軸重（005）	１　自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること（005） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
隣接軸重（056）	１　自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること（095） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
輪荷重（006）	１　自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること（006） ２　運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
最大安定傾斜角度	１　自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示するこ

（007）	と（010） ２　運行速度は、5キロメートル毎時以下とすること（051） ３　運行速度は、15キロメートル毎時以下とすること（052） ４　運行速度は、25キロメートル毎時以下とすること（053） ５　運行速度は、30キロメートル毎時以下とすること（054）
最小回転半径（008）	自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示すること（007）
接地圧（009）	自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること（008）
操縦装置の配置（010）	保安上の制限事項なし（000）
液化石油ガス燃料装置（016）	保安上の制限事項なし（000）
リアオーバーハング（017）	自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること（009）
騒音防止装置（028）	保安上の制限事項なし（000）
車幅灯（030） 尾灯（034） 制動灯（037） 後退灯（038） 方向指示器（039） 灯光の色等の制限（042）	保安上の制限事項なし（000）
前部反射器（031） 側方反射器（033） 後部反射器（036）	保安上の制限事項なし（000）

上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	1　運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。（145） 2　貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。（146）

備考

(1) 運行記録計の備付けは、最高速度が４０キロメートル毎時を超える自動車に限る。

(2) 幅（002）中の２の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するように取り付けられている場合にあっては、付さないこととする。

(3) 運行速度に関する制限については、当該自動車の最高速度に応じて付すものとする。